

〈訪問リハビリテーション赤岩荘〉

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設する、訪問リハビリテーション赤岩荘（以下、「事業所」という。）が行う、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善をはかるものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション評価又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、適切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問リハビリテーション赤岩荘
- (2) 所在地 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

管理者（常勤兼務1名）

理学療法士、作業療法士等（常勤兼務3名）

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

理学療法士、作業療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし8月14日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(事業の内容)

第6条 訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、要介護者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊橋市とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担額を乗じた額とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止について)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：施設長 玉木昌子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）から虐待を受けたと思われる利用者を確認した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人光生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成30年6月1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成31年3月1日から一部改正して施行する。

この規程は、令和3年5月1日から一部改正して施行する。

この規程は、令和5年3月1日から一部改正して施行する。